

長期優良住宅法等改正に伴う建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設、
事務手数料の改定、認定基準の変更等に関するお知らせ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、令和4年10月1日から次のとおり変更されましたので、その概要をお知らせいたします。

① 建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設

優良な既存住宅について、増改築行為がなくとも認定（維持保全計画のみで認定）できる仕組みが創設されました。

② 事務手数料の改定

令和4年10月1日から適用となる新手数料額の主なものは次のとおりです。

【建築行為を伴わない既存住宅の認定申請手数料】

		事前に登録住宅性能評価機関の技術的審査を受け、確認書等が発行されている場合
一戸建ての場合		10,000円
共同住宅等		
一棟の建築物全体の面積	100平方メートル以下	10,000円
	100平方メートルを超え、500平方メートル以下	19,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下	33,000円
	1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以下	47,000円
	2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	85,000円
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	140,000円

【建築行為を伴わない既存住宅の変更認定手数料】

	事前に登録住宅性能評価機関の技術的審査を受け、確認書等が発行されている場合
一戸建ての場合	10,000円
共同住宅等	計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じた面積に応じた前掲の【計画認定申請手数料】の表中の額

【建築行為を伴わない既存住宅の地位の承継の承認申請手数料】

一戸当たり 2,300円

③ 省エネルギー対策の強化

高い断熱性や一次エネルギー消費量性能など、従来より高い省エネ性能が求められるようになりました。

④ 共同住宅等に係る基準の合理化等

共同住宅等の面積基準について、これまでの55㎡以上から40㎡以上に合理化されるなど認定基準の合理化等が行われました。

⑤ 申請様式の変更

令和4年10月1日から申請様式の一部が変更されました。ご注意ください。

※「長期優良住宅の認定に係る申請書類等」をご確認ください。